

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又はジクロロメタンによる洗浄施設等を設置する事業場から排出される廃棄物の特別管理産業廃棄物への追加等」に対する意見の募集結果について

## 概要

環境省では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又はジクロロメタンによる洗浄施設等を設置する事業場等から排出される廃棄物を特別管理産業廃棄物（又は特別管理一般廃棄物）に追加し、必要な処分基準等を設定するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）等の改正を行う予定です。

本改正について、平成13年10月22日から11月21日まで、広く国民から意見の募集（パブリックコメント手続）を行った結果、19通の意見が提出されました。

### 【意見の提出状況】

封書によるもの	2通
電子メールによるもの	17通
計	19通

寄せられた意見及びそれに対する考え方は、別添のとおりです。なお、寄せられた意見については、とりまとめの便宜上、案件毎に適宜集約させていただきました。また、本件に直接関係ないと考えられる意見については、取りまとめておりません。

今回、御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも、廃棄物行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

パブリックコメントによる意見の概要及び意見に対する考え方

意見の概要	件数	意見に対する考え方
アルミニウム合金製造業からのダイオキシン類の排出量は、国内のダイオキシン類排出量の0.5%程度であるので、規制の実効性が小さいのではないか。	1	中央環境審議会答申「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準の設定等について」において「廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等に係る厚生省令で定める基準以上にダイオキシン類を含む廃棄物の処分に当たっては、廃棄物焼却炉である特定施設から排出されるばいじん等の処分方法を参考にその取り扱いを検討する必要がある」とされていることを踏まえ、基準以上にダイオキシン類を含む廃棄物については、廃棄物焼却炉である特定施設と同様に、特別管理廃棄物の対象とし、当該廃棄物の適正な処理を確保することにより、人の健康又は生活環境に係る被害を未然に防止することが必要です。
アルミニウム合金製造業等のみでなく、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設について、基準以上ダイオキシン類を含む廃棄物はすべて特別管理廃棄物の対象とすべき。	3	ダイオキシン類等の有害な物質を含む廃棄物の適正な処理を確保するため、技術的事項及び対応可能性等を検討した上で、適切に対応していきます。
特別管理産業廃棄物の対象となる汚泥、廃酸又は廃アルカリは特定施設に係るものに限るべきである。	3	
アルミニウム合金製造業について法の適用を猶予又は除外してもらいたい。	8	廃棄物の性状については、その発生過程や使用原材料等を把握している事業者において一義的に把握すべき事項であると考えていることから、有害物質に係る測定を義務とする規定をおくことは予定していません。
アルミニウム合金製造業から排出されるダイオキシン類を含む廃棄物について、セメント固化等の処理を認めるべきである。	3	
ダイオキシン類を含む汚泥等についても、行政に報告するようにすべきである。	1	一定基準以上（汚泥の場合は3ng-TEQ/g(含有量)、廃酸、廃アルカリの場合は100pg-TEQ/L(含有量))のダイオキシン類を含むもの及びこれらの処理物を特別管理産業廃棄物(又は特別管理一般廃棄物)とすることとしており、基準未達の廃棄物については通常の産業廃棄物(又は一般廃棄物)となります。
特定施設を有する工場等から生ずる汚泥等について測定義務を規定するべきである。	1	
廃棄物を排出する度に測定することを義務付けることではないことを明確にして欲しい	2	
特別管理廃棄物の対象外であるものは通常の産業廃棄物であることを明確にしてもらいたい。	1	産業廃棄物については、排出事業者がその処理責任を有していることから、排出事業者自らが処理を行うか、処理業者に処理を委託した場合には処理状況を確認するなど、適正な処理を確保していかなければならないものと考えます。
ダイオキシン類の分析費用、廃棄物の処理費用の事業者負担が大きい	4	
国は企業に対して測定費用の補助等の企業支援を行うべきである。	2	国が処理施設、処分業者の確保等に関する対策を講じるべきである。
国が処理施設、処分業者の確保等に関する対策を講じるべきである。	6	